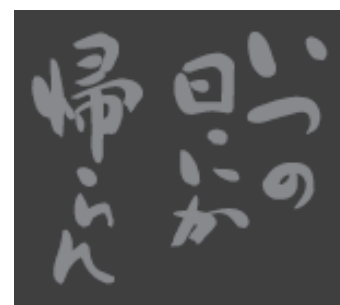


ハンセン病を 正しく理解しましょう



鳥取県



ハンセン病とは

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。感染すると失明、手足の麻ひ、皮ふに様々な病的変化が現れてきたりします。また、病気の原因がよく分からなかった時代には、「不治の病」、「遺伝病」などと誤解され、患者の方々は、不当な差別を受けてきました。かつては、「らい病」と呼ばれていましたが、「らい菌」を発見したノルウェー人医師ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

ハンセン病はうつりにくい感染症です

「らい菌」の感染力は非常に弱く、非常にうつりにくい感染症です。発病には、個人の抵抗力などが関係しますが、発病することはまれです。現在、日本国内で新たに発病する人が、年間に1名程度であることからわかるように、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

また、遺伝病ではありません。

(日本人新規患者数:H17 0人、H18 1人、H19 1人)

ハンセン病は治る病気です

昭和18年にアメリカで「プロミン」という薬が開発されてから、ハンセン病の治療は革新的に進歩しました。

現在は、WHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせる治療が行われています。

ハンセン病は、早期に発見し、正しい治療をすることで後遺症を残すことなく、完全に治すことができます。

また、全国のハンセン病療養所に入所されているほとんどの方は、すでにハンセン病は治ゆされており、現在は後遺症の治療などにつとめておられます。

近年のハンセン病に関する 本県の動き

鳥取県には、国によるハンセン病患者の強制隔離政策に従って「無らい県運動」を徹底してきた過去があります。この反省をもとに「ハンセン病問題」を風化させず、ハンセン病問題を考える拠点として、「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」を建立しました。建立にあたっては、多くの県民の方々の募金をいただきました。

●設置場所

とりぎん文化会館正面入口前(鳥取市尚徳町101-5)

●設置の日

平成20年6月30日



おわりに

ハンセン病には、現在も病気に対する誤解と偏見が根強く残っています。ハンセン病回復者のかたがたが、社会に温かく迎えられ、安心して生活することができるよう、わたしたちみんながハンセン病を正しく理解していきましょう。

ハンセン病関係年表

年 月	事 項	備 考
昭和 5 年	岡山県に国立長島愛生園開園	初めての国立療養所
昭和 6 年 8 月	「癩予防法」の制定	
昭和 11 年	「無らい県運動」高まる。	
昭和 18 年	アメリカ・カービル療養所でプロミン治療により菌陰性化患者軽快退所が可能となる。	ハンセン病は治る病気と認識される。
昭和 22 年	国内で特効薬プロミンの試験的使用開始	
昭和 24 年	国内でプロミンの全的使用開始	
昭和 28 年 8 月	「らい予防法」へ改正	
昭和 31 年 4 月	ローマ国際会議（ハンセン病患者の救済と社会復帰のための国際会議）	偏見除去及び隔離不要が決議。
昭和 39 年 11 月	鳥取県「里帰り事業」開始（全国初）	
昭和 56 年	WHOで多剤併用療法を提唱	早期発見、早期治療で完治する病気となる。
平成 8 年 4 月	らい予防法廃止	「らい」の呼び名が「ハンセン病」となる。
平成 9 年 7 月	ハンセン病ふるさと交流（夢みなと博）	
平成 13 年 5 月	ハンセン病国家賠償請求訴訟、熊本地裁原告勝訴判	
平成 13 年 5 月	国控訴断念、原告の勝訴確定	
平成 13 年 6 月	片山知事、長島愛生園、邑久光明園訪問	
平成 13 年	遺骨里帰り支援事業実施	(平成 13～14 年度)
平成 14 年 6 月	ハンセン病資料集「風紋のあかり」発刊	
平成 15 年 3 月	ハンセン病問題啓発ビデオ「砂丘はありますか？大山はありますか？」作成	
平成 20 年 6 月	ハンセン病基本法の成立 「ハンセン病の碑」を建立	
平成 21 年 3 月	鳥取県立図書館に「ハンセン病問題啓発資料コーナー」を設置	
平成 21 年 4 月	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の施行	

※ハンセン病資料集風紋のあかり等より抜粋

お問い合わせ先

〒 680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部健康政策課疾病・感染症対策担当

電 話 (0857)26-7153, 7857

電子メール kenkouseisaku@pref.tottori.jp